

小樽市環境基本条例（原案）の概要

1 環境基本条例とは

環境基本条例とは、環境についての基本理念を定め、住民、事業者及び自治体の責務を明らかにするとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐために必要な基本的事項を定めるものです。

2 小樽市環境基本条例の制定理由

一昨年、温暖化を始めとする地球環境問題等を主要議題とした『北海道洞爺湖サミット』（主要国首脳会議G8）が開催され、北海道はもとより、全国的に環境への関心が高まっています。

このサミットを契機として、市民、NPOなどの団体、事業者、自治体などにおいて、環境に対する様々な取組が行われるようになり、環境と経済が両立する持続可能な社会の構築に向けた動きが活発化しており、国際的にも大きな流れとなってきました。

このような背景の中で、本市においても、恵まれた自然環境を保全し、快適な生活環境の維持及び創造に努めるとともに、温暖化などの地球環境問題にも貢献し、かけがえのない地球を将来の世代へ引き継いでいくために、環境に対する基本的な姿勢を明らかにする必要があると考え、小樽市環境基本条例を制定することにしました。

3 小樽市環境基本条例（原案）の概要

この条例（原案）は、前文を設け、ここで本市の自然的社会的特色を述べるとともに、この条例を制定する目的と意志を表明しています。

この条例の内容としては、環境基本法によって環境についての基本理念、施策の策定等に係る指針などが示されているため、これらを踏まえて、本市としての基本理念を定めるとともに、市民、事業者及び市の責務を明らかにするほか、環境の保全及び創造に関する施策の基本方針を定めております。

また、環境基本計画の策定、環境の状況等の公表及び環境審議会の設置について定めるとともに、資源の循環的な利用等の促進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進や温暖化対策を始めとする地球環境保全のための施策の推進についての規定など、環境に関するあらゆる施策を可能とするための条項を設け、本市が行うすべての環境行政・施策に根拠を与えるものとなっております。

なお、環境基本条例は、他の条例のように具体的な規制や施策を直接定めるものではありませんので、実際の環境に対する具体的な施策等については、この条例に基づき策定することとなる環境基本計画によって、本市の自然的社会的条件などを考え合わせて定めていくこととなります。

4 施行期日

この条例の施行期日は、平成22年10月1日を予定しております。